

個人住民税の特別徴収 Q & A

Q1 今まで給与からの天引き(特別徴収)をしていなかったのに、なぜ今さらしないといけないのですか。

A 地方税法では、原則として、所得税を源泉徴収している事業者(給与支払者)は、従業員の個人住民税を給与から天引き(特別徴収)しなければならないとされています。(地方税法第321条の4及び各市町村の条例による。)

これまでも、法律の定める要件に該当する方については、特別徴収をしていただく必要があり、特に法律改正が行われたわけではありません。地方税法の趣旨に沿った適切な課税と納付をしていただくために必要なことですので、ご理解ください。

Q2 給与からの天引き(特別徴収)に切り替えれば、手間もかかりますが。

A 住民税の特別徴収は、所得税のように税額を計算したり年末調整をする必要がありません。市町村が給与支払報告書等に基づいて税額計算を行い、各事業者へ住民税額を通知しますので事業者の皆様には給与を支払う際に税額を天引きしていただき、各市町村に納めていただくこととなります。

また、金融機関が納入を代行する住民税納付代行サービスもありますので、詳しくはお取引の金融機関等へお問い合わせください。

なお、従業員が常時10人未満の事業所については、申請により年12回の納期を年2回とする制度があり、振込(納入)のため金融機関に出向く手間を軽減することができます。

Q3 従業員の給与から天引きすることで何かメリットがあるのですか。

A 特別徴収をすると、従業員の方がわざわざ金融機関等へ納税に出向く手間を省くことができます。そのため、従業員の方にとっては、納め忘れや納税証明書がとれないことを防ぐメリットがあります。また、従業員の方にとって納付書で年4回で納税するよりも、年12回の特別徴収の方が1回当たりの負担が少なくなります。

Q4 給与からの天引き(特別徴収)により納税するためには、どんな手続きをすればいいのですか。

A 毎年1月末までにご提出いただいている「給与支払報告書」の提出の際、提出先の市町村へ連絡してください。(詳しくは、各市町村の住民税担当課にご確認ください。)
5月中に各市町村から特別徴収税額の通知があります。

Q5 従業員から、納付書による普通徴収で納めたいと言われるため、給与からの天引き(特別徴収)をしなくていいのですか。

A 所得税の源泉徴収義務のある事業者(給与支払者)は、従業員の給与から個人住民税を天引きする「特別徴収」をしなければならないとされています(地方税法第321条の3)。
したがって、従業員(納税義務者)の希望により普通徴収を選択することはできません。

Q6 事務手が回らないので、給与からの天引き(特別徴収)しなくてもいいのですか。

A 事業者(給与支払者)が特別徴収義務者になることは、法令に定められています。事務が煩雑であることを理由に普通徴収とすることはできません。

【問い合わせ先】 長野県各市町村住民税担当課 (給与支払報告書提出先の市町村)
長野県企画振興部市町村課 電話 026-235-7068 (直通)
長野県総務部税務課 電話 026-235-7048 (直通)